

福祉事務所

性暴力被害者 サポートネットワークこうち



性暴力の被害にあわれた方や、そのご家族などが安心して相談でき、相談や医療面のケアを含め必要な支援が迅速に受けられるよう協力し、支援を行うネットワークです。

4月から

性暴力被害相談専用電話『CORAL CALL』を開設します!

こうち被害者支援センターは、高知県・高知県警・高知県産婦人科医会と「性暴力被害者への相談や支援における連携・協力に関する協定」を結び、性暴力被害に苦しむ方々への支援に取り組みため、平成28年4月から専用の相談電話を開設しました。

あなたが一歩を踏み出すためのお手伝いをさせていただきますので、一人で悩まず勇気を出してお電話ください。

相談 CORAL CALL
0800-9833-3500

2016年度

『犯罪被害者支援員養成講座』『性暴力被害者支援専門講座』受講生募集

被害者支援員とは、犯罪の被害にあった方やそのご家族からの「電話相談」や、法廷・病院等への付き添いなどの「直接支援」にも携わり、被害者の心身にわたる支援を行うボランティアです。

被害者支援活動に必要な知識や技能を習得する、犯罪被害者支援員養成講座・性暴力被害者支援専門講座の受講生を募集します。

詳しくはお問い合わせください。

問 申 認定NPO法人
こうち被害者支援センター
088-854-7511

環境

平成28年度 環境対策課補助金を利用してください!

環境対策課では、ごみを減らすため、クリーンエネルギーを推進するための補助を実施しています。平成28年度環境対策課の補助金等をご紹介します。詳細についてはお問い合わせください。



■生ごみ処理バケツの販売
【価格】2,200円
【販売場所】環境対策課・各支所

■生ごみ処理機購入費用の一部補助
【補助金額】購入価格の2分の1以内で限度額3万円
【補助対象】市内の販売店で購入したもの



■ごみ集積所の集積ボックス費用(新設・修繕)の一部補助
【補助金額】設置整備費の2分の1以内で、限度額10万円
※事前に環境対策課と構造等について協議が必要

■古紙等集回収奨励金
【奨励交付金】1kg当たり4円を乗じた金額
【交付対象団体】営利を目的としない住民団体
※事前に環境対策課に登録申請が必要

■住宅用太陽光発電システム設置補助金
【補助金額】6万円(定額)
※平成28年度の予算は480万円で先着順
【対象】自らが居住する市内の住宅に10キロワット未満のシステムを設置する、市税を滞納していない個人の方
※申請は太陽光発電システム設置工事着手前に行ってください。工事着手後の申請では補助金が交付できませんのでご注意ください

問 環境対策課 057-8508

CLOSE UP INFORMATION

国保

国保の手続きは2週間以内に行いましょう

4月は引越しや就職・退職などにより保険内容が変わる方が多い時期です。手続きによって必要なものが異なりますが、どの手続きにも印鑑、身分確認証と併せて世帯主と対象者のマイナンバーが必要で

ご注意ください

加入の届け出が遅れると...
・国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。
・保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると...
・返却するべき国保の保険証を使って医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を返納していただくことになります。

・国保と健康保険の両方に加入した状態では、保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

問 市民保険課 057-8506

こんなとき...	必要なもの
健康保険(被扶養者を含む)に加入した	全員の新しい健康保険証・香南市国保被保険者証
健康保険(被扶養者を含む)をやめた	健康保険の資格喪失日・被扶養者でなくなった日の分かる書類
転入した	転出証明書
転出する	香南市国保被保険者証
修学のために転出する	学生証または在学証明書

※修学のために転出する学生は、修学特例の届け出を行うことで、転出後も香南市国保被保険者証を使用できます

教育

就学援助費の申請

経済的な理由で給食費や学用品費など、就学に必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者に対して、援助を行います。

- 援助の対象
- 香南市に住所を有し、香南市立学校設置条例に規定する学校または、香南市立以外の国立もしくは公立の小中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、次の項目に該当する方。
- 生活保護法に規定する要保護者
 - 当該年度または前年度に生活保護が廃止等になった世帯
 - 市民税が非課税または減免されている世帯
 - そのほか、保護者の職業が不安定など、生活状態が極めて悪いと認められる世帯
- 申請手続き
- 申請書に必要な事項を記入のうえ、マイナンバー制度による個人番号の確認と本人確認ができる書類の写しを添付し、各小中学校へ提出してください。申請書は随時受け付けますが、認定・支給については申請書が提出された月から対象となります。
- ※申請についてのお知らせ・申請書の様式は、各小中学校、教育委員会学校教育課にあります。支給内容等、詳細についてはお知らせをご覧ください

- 援助項目
- 学用品の購入費
 - 通学用品の購入費
 - 新入学時の学用品・通学用品の購入費



問 市教育委員会学校教育課
057-7521